別紙 01

国はどのような考え方を示しているのか

厚生労働省の通知・FAQ からみる簡易宿所の管理に関する基本的な考え方（令和 8 年 6 月 12 日改定まで反映）

本資料の位置づけ

本資料は、京都市の規制強化策（素案）の評価に先立ち、厚生労働省が簡易宿所の玄関帳場、緊急時対応、ICT 活用、自治体運用について、どのような考え方を示してきたかを中立的に整理したものです。京都市の制度の適法性・妥当性について結論を示すものではありません。

要点サマリー

1 **法令上の位置づけ** 簡易宿所営業には、国の法令上、玄関帳場等の設置義務は課されていません。一方、国の管理要領では、玄関帳場等または一定の ICT 設備を備えることを「望ましい」としています。

2 **管理機能を重視** 国は、防犯を含む宿泊者の安全、本人確認、鍵の受渡し、相談・苦情対応、緊急時対応といった管理機能の確保を重視しています。

3 **駆け付けは「おおむね 10 分」** 緊急時の対応体制として通常おおむね 10 分程度の駆け付けを想定していますが、事務所の位置や距離を画一的・機械的に求める趣旨ではないとしています。

4 **事案に応じた遠隔対応** すべての事案に一律の駆け付けを求めず、内容や緊急性を判断した上で、ICT 等を活用した遠隔対応も許容しています。

5 **ICT・外部委託の活用** 人手不足や ICT の進展を踏まえ、同水準の安全性等を確保できる本人確認や遠隔対応を明示し、一定の条件下で関連業務の外部委託も可能としています。

6 **地域の実情と自治体規制 国は 2026 年の整理で、地域の実情に応じ、条例で施設内フロント・職員等の施設内常駐や ICT 設備等を求めることが可能と明示しています。**

1. 国の考え方 - 6 つのポイント

1. 簡易宿所には、国の法令上「玄関帳場等」の設置義務はない

厚生労働省は 2017 年通知および 2025 年 FAQ において、簡易宿所営業について、旅館業法施行令上は玄関帳場等に関する設置義務がないことを確認しています。もっとも、管理要領上は、玄関帳場等または ICT を活用した本人確認等の設備を有することが望ましいという位置づけです。

ポイント：「法的な全国一律義務」と「国が望ましいとする管理方法」は区別して把握する必要があります。

2. 国は「設備の形式」だけでなく、管理機能の確保を重視している

2024 年の規制改革実施計画を踏まえた 2025 年通知・FAQ では、玄関帳場や駆け付けを求めてきた趣旨として、防犯を含む宿泊者の安全、本人確認、鍵の受渡し等による利便性の確保が整理されています。ICT による手法についても、従来と同水準の安全性等を確保できることを前提に制度上明示しています。

ポイント：国の説明は、「人や設備を特定の場所に置くこと」だけではなく、必要な安全・本人確認・対応機能を確保できるかという観点を含んでいます。

3. 緊急時対応は「通常おおむね 10 分程度」の駆け付けを想定

2017 年通知では、共同の玄関帳場等を利用する場合の「緊急時に適切に対応できる体制」として、宿泊客の求めに応じ、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆け付ける体制を想定しています。同時に、職員が玄関帳場等から駆け付けるとは限らず、玄関帳場からの距離で機械的に判断することは想定していないとしています。

ポイント：「10 分」は対応時間の目安であり、玄関帳場からの距離そのものを全国一律に固定する考え方ではありません。

1. 国の考え方 - 6 つのポイント（続き）

4. 2025 年 FAQ は、10 分基準の画一的・機械的運用を否定している

2025 年 FAQ では、10 分程度の範囲内に常時駆け付け可能な事務所等を設けることを一律に求める趣旨ではなく、施設の場所、周辺地域、営業形態、管理体制、関係機関との連携などを踏まえて個別に判断すべきとしています。また、自治体が 10 分より長い時間を柔軟に設定・判断することも差し支えないとしています。

ポイント： 国は、実際に事案が発生した際に、状況・内容・緊急性に応じて適時適切に対処できるかを重視しています。

5. すべての事案で現地への駆け付けを求めているわけではない

2025 年 FAQ では、すべての事案に対して一律に 10 分程度の駆け付けを求める趣旨ではないと明記されています。事案の状況や緊急性を判断した上で、ICT 等を活用した遠隔対応によることも差し支えないとしています。

ポイント： 緊急度の高い現地対応と、相談・苦情など遠隔で処理可能な対応を区別する考え方が示されています。

6. 地域の実情に応じた自治体の上乗せ規制を明確に認めている

2026 年 1 月 20 日の管理要領改正では「周辺地域の生活環境への悪影響の防止」が新設され、地域の実情に応じ、生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で定めることが可能と整理されました。さらに、2026 年 6 月 12 日の旅館業法 FAQ 改定では、簡易宿所について、地域の実情に応じて施設内フロントの設置や職員等の施設内常駐を条例に規定することが可能と明示されました。定期報告、騒音計・出入口監視カメラ等の ICT 機器、施設内のごみ置場などについても、条例で規定することが可能とされています。

ポイント： 国は全国一律の施設内常駐義務を置いていない一方、地域の実情に応じて自治体が条例で施設内常駐等の上乗せ規制を行う余地を明示しています。

2. 国の考え方の変遷

通知・FAQ の流れを見ると、国は小規模簡易宿所の許可取得促進と適切な管理の両立を図りながら、共同玄関帳場、駆け付け、ICT など複数の管理手法を明確化してきました。一方、2026 年には周辺地域の生活環境への悪影響防止という観点から、地域の実情に応じた自治体の規制権限をより具体的に整理しています。

時期	主な動き	国が示した考え方
2016 年 3 月	小規模簡易宿所に関する規制見直し	小規模施設の特性を踏まえ、一定要件下では玄関帳場等を設けることを要しないと整理。自治体にも、実態に応じた条例の弾力運用や改正を要請。
2017 年 12 月	共同玄関帳場等の取扱いを明確化	複数の簡易宿所による一つの玄関帳場等の共同利用を、緊急時に適切に対応できる体制を条件に許容。通常おおむね 10 分程度の駆け付けを目安とし、距離による機械的判断は想定しないと明示。
2024 年 6 月	規制改革実施計画	人手不足やデジタル技術の活用を踏まえ、遠隔での相談・苦情対応等について、現行手法と同水準の安全性を確保できる方法を検討する方向を決定。
2025 年 3 月	管理要領改正・FAQ 公表	ICT を活用した本人確認・遠隔対応等を明確化。10 分程度の駆け付けについても、施設・地域・管理体制等を踏まえた個別判断を強調。自治体による柔軟な時間設定や、一定の業務の外部委託も許容。
2026 年 1 月	管理要領改正（生活環境への悪影響防止）	「周辺地域の生活環境への悪影響の防止」を新設。地域の実情に応じ、生活環境への悪影響を防止する一定の規制を条例等で定めることが可能と整理。
2026 年 6 月	旅館業法 FAQ 改定	地域の実情に応じ、簡易宿所の施設内フロント設置・職員等の施設内常駐を条例に規定可能と明示。定期報告や騒音計・監視カメラ等の ICT 設備についても条例規定が可能と整理。

3. 現時点での中立的な整理

国は、簡易宿所について「施設内への常駐」を全国一律の法令要件としては定めておらず、安全確保・本人確認・緊急対応等の管理機能を重視し、その具体的手段として駆け付け、ICT、遠隔対応等を示しています。

一方、2026 年 1 月・6 月の整理では、周辺地域の生活環境への悪影響防止の観点から、地域の実情に応じて自治体が条例で施設内フロント設置・職員等の施設内常駐等を規定することも可能と明示しています。したがって、国の考え方は「全国一律の常駐義務は置かないが、地域事情を根拠とする自治体の上乗せ規制は認める」と整理するのが適切です。京都市の素案を評価する際には、その地域事情と規制内容の合理性を具体的に検証する必要があります。

4. 主な根拠資料

以下は厚生労働省の通知・事務連絡等です。本資料の要約は各資料の原文を確認した上で作成しています。令和 8 年 6 月 12 日 FAQ については、厚生労働省が自治体宛てに発出した事務連絡・FAQ を、自治体が公開する PDF で確認しています。

1

平成 28 年 3 月 30 日 生食発 0330 第 5 号
旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について

2016 年の小規模簡易宿所に関する規制見直し、条例の弾力運用・改正の要請。

厚生労働省 公式資料を開く

2

平成 29 年 12 月 15 日 生食発 1215 第 3 号
簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について

共同玄関帳場、通常おおむね 10 分程度の駆け付け、距離による機械的判断をしない考え方。

厚生労働省 公式資料を開く

3

令和 7 年 3 月 11 日 健生発 0311 第 1 号
旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

人手不足・ICT 進展を踏まえた管理要領改正、地域の実情に応じた運用、技術的助言としての位置づけ。

厚生労働省 公式資料を開く

4

令和 7 年 3 月 11 日 事務連絡
旅館業における衛生等管理要領の改正に関する FAQ

玄関帳場の法令上の位置づけ、10 分程度の運用、遠隔対応、外部委託等を具体的に整理。

厚生労働省 公式資料を開く

5 **令和 8 年 1 月 20 日 健生発 0120 第 48 号**
旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

「周辺地域の生活環境への悪影響の防止」を新設し、地域の実情に応じた条例等による一定の規制が可能であることを整理。

厚生労働省 公式資料を開く

6 **令和 8 年 6 月 12 日 事務連絡**
旅館業法に関する FAQ の改定について

「周辺地域の生活環境への悪影響の防止について」を追記。施設内フロント・職員等の施設内常駐、定期報告、ICT 機器等を地域の実情に応じ条例で規定可能と明示。

厚生労働省発出文書を開く（自治体掲載 PDF）

注記：本資料は 2026 年 9 月 15 日時点で確認できる公開資料をもとに整理し、令和 8 年 6 月 12 日改定の「旅館業法に関する FAQ」まで反映しています。今後、厚生労働省への照会回答や法律専門家の見解等が得られた場合は、内容を更新する予定です。